

会員各位

一般社団法人浜松市歯科医師会
会長 木村裕一

浜松歯科衛生士専門学校
校長 木村裕一
副校長 中村康宏

3月卒業予定者求人依頼と就職活動のルールのご案内

平素より本校の教務と運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の卒業予定者39期生42名につきまして、令和6年4月の歯科衛生士採用のご計画がありましたら、「求人要領」により求人依頼をいただきたく、本校卒業生の採用に格段のご配慮をいただけますようお願い申し上げます。

なお、本求人依頼は、本会の復職支援のシステムとは異なりますので、ご承知置きます。

記

1.就職活動のルール

7月～8月末 応募前見学

※見学だけで完結し、見学後に応募するかしないかの意思表示の連絡はありません。

※「応募前見学」は、仕事内容や職場の雰囲気を理解することによって、よく理解した上で応募先の選択ができるように実施するもので、応募ではないことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

9月採用試験 解禁（応募）面接

9月1日以降、学生が貴院に応募した際には、面接試験等実施の上、採用選考をお願いします。

※9月以降も「応募前見学」は継続します。

2.留意事項

- ①求人数は1歯科医院で1名とさせていただきます。
- ②「事業所案内」や面接時に出された勤務条件が、就職後に履行されない等の情報があります。十分検討の上ご提出いただきますようお願いいたします。
- ③各歯科医院でその他PRしたいことは、「事業所案内」の裏面か別紙A4の用紙にお書きください。
- ④前回の平均賃金等をお知りになりたい方は、下記担当者までお問い合わせください。
- ⑤内定は本人への連絡と本人宛に内定通知書(様式自由)を発行してください。
- ⑥「応募前見学」時、「説明」はOKですが、「勧誘」はNGです。

3.添付書類

- ・求人票「事業所案内」の記載内容遵守のお願い…………… 1部
 - ・求人要領…………… 1部
 - ・求人票 令和6年4月採用事業所案内 用紙…………… 1部
- ※ホチキスを外してご使用ください。

4.卒業予定者人数42名 出身地域

浜松市 : 中区13、東区3、西区1、南区4、北区6、浜北区3、天竜区0…………… 計30名
市外 : 湖西2、磐田7、袋井2、島田1…………… 計12名

以上

担当：浜松歯科衛生士専門学校 野末
TEL：053-454-1030 Mail：nozue@hdhsmirai.com

会 員 各 位

一般社団法人浜松市歯科医師会
会長 木 村 裕 一

浜松歯科衛生士専門学校
校長 木 村 裕 一
副校長 中 村 康 宏

求人票「事業所案内」の記載内容遵守のお願い

平素より本校の教務と運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、求人票「事業所案内」や面接時に示された給与や勤務条件（基本給・手当・賞与、昇給、勤務・休憩・残業時間、社会・年金・労働保険、試用期間や研修内容など）が、就職後のそれと異なる、などの情報が学校に寄せられることがございますので、誠に遺憾ではありますが、ここにお知らせさせていただきます。新卒者が就職後、短期間のうちに辞めるケースも散見されます。

つきましては、求人票「事業所案内」の記載内容については十分にご検討され、

院長が責任をもって把握した上でご提出いただきたく存じます。

また、医院の方針等、勤務にあたり重要と考えられる事項につきましても、求人票「事業所案内」への記載とともに、学生の面接の際には口頭でも十分説明していただきますと幸甚です。

本校卒業生が勤務を継続し、地域歯科医療に末永く貢献できますよう、会員の先生方のご理解ご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

求人要領

就職活動手順 (学生の動き)

<p>7月1日より</p>	<p>求人受付 開始 提出書類:事業所案内 ※医院のPRなど、A4サイズ1枚までは事業所案内の裏面にコピーし公開します。 ※学校まで送付。コピー等控えを保管ください。</p>	
	<p>求人票 公開開始</p>	<p>学生情報公開 ・学生は希望歯科医院を選び、電話にて見学日時決定。</p>
	<p>「応募前見学」 開始 見学のみ <u>見学のみで完結とし、その後の学生からの歯科医院への連絡はありません。</u> ※公開を開始すると、事前に学生が見学希望の連絡を差し上げますのでご対応をお願いします。</p>	<p>「応募前見学」の施設決定、見学申し込み ・見学のみ。 ・学生には複数箇所見学するよう指導しています。</p>
<p>9月1日より 採用試験解禁</p>	<p>「(応募)面接」 開始 日程を遵守してください。 ※求人側指定の書類を応募者本人が直接持参または送付します。選考は「事業所案内」に従って実施してください。 ※本校の学生については1施設1名のみ採用となっています。</p>	<p>「(応募)面接」申し込み ・一つの歯科医院にのみに面接希望を連絡、面接日時を決定し必要書類を確認。</p>
<p>採用決定</p>	<p>採用者決定の連絡 <u>内定等結果通知文書を本人宛に送付。(様式自由)</u> <u>(応募)面接時に学生持参の通知用紙にて学校にもご連絡ください。</u> ・勤務開始日などの決定 ・労働契約書等必要書類の送付</p>	<p>内定 ・歯科医院より本人に内定通知等文書にて結果の連絡が届く</p>

事業所案内 残業時間の記入について

時間外労働について、労働基準法では下記のように定められていますので、参照の上、ご記入くださいますようお願い申し上げます。

(労働基準法第37条)

従業員に時間外労働させた場合には、通常の賃金に割増賃金を加えて支払う。

割増賃金率は、

- ① 午後10時以前の時間外労働は25%以上
- ② 休日労働は35%以上
- ③ 午後10時から午前5時までの深夜労働はさらに25%以上を加算。

たとえば通常の賃金を1時間当たり1,000円とすると、

- ① 時間外労働の最低保証賃金は1,250円/時
- ② 時間外かつ深夜の労働は1,500円/時
- ③ 休日の労働は1,350円/時
- ④ 休日かつ深夜の労働は1,600円/時